

横須賀災害ボランティアネットワーク細則

(目的)

第1条 この細則は、横須賀災害ボランティアネットワーク会則に基づき、本会が効果的
活動を行うため必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は、会員 1口2000円とし、上限は設けない。

(運営委員会)

第3条 運営委員会は、運営委員若干名をもって構成する。

2. 運営委員会は、毎月1回開催する。
3. 運営委員会の委員は、総会において会員の中から選任する。
4. 運営委員会は、事業を進めていく上で、必要に応じて班をつくることのできる。

(事務局)

第4条 本会の事務局は関係機関、団体と連携し各種事業を円滑に遂行するため、次の役
割を行う。

- (1) 本会との連絡先の整備を行う
- (2) 運営委員会や各種会議に参加する
- (3) 広報媒体を活用し、情報収集・提供、及び記事の掲載依頼する
- (4) 本会の活動、及び防災関連の情報の提供を行う
- (5) 本会の活動への賛同者募集、及びその相談を行う
- (6) 本会の活動を継続して行うため、組織、役員強化の助言や相談を行う
- (7) 本会の資料等の印刷、コピーに係わる費用は無償利用に協力する
- (8) 会議の書記を行う

(交通費補助)

第5条 本会の会員が指定された行事に参加した場合、会場までの移動に要し
た交通費に対し、その補助を行う。

1. 指定された行事とは
 - 1) YSVN の主催及び、関連機関との共催事業
 - 2) 関連団体との協働活動、又は、要請活動

(注)

- ・ 関連機関：県・市社会福祉協議会 行政関係他、必要において協議
- ・ 関連団体：県・地域（県内）災害ボランティアネットワーク他、必要において協議

2. 参加条件

各種行事への参加に際しては予め、運営委員会の承認を得ること。

3. 補助規定

- 1) 交通費計算の起点は自宅から最寄りの公共交通機関の駅とし、終点は
活動先の最寄り駅とする。

- 2) 自宅から最寄り駅までが徒歩15分を超える場合は最寄りのバス停を起点とし、同様に目的地の会場が終点駅から徒歩15分を超える場合も、会場最寄りのバス停を終点として計算する。
- 3) タクシーの利用は原則として禁じる。
- 4) マイカー利用に関しては活動ごとの打ち合わせの中で協議し、特定の会員に依頼する状況になった時には、4項「マイカー使用条件」に準ずる。

区割り	対象地域	支払い内容	申請手続き	備考
第1区域	三浦市・葉山町・逗子市・横浜市	実費	規定様式にて事務局提出	横須賀市内は対象外（自己負担）とする
第2区域	第1区域を除く神奈川県内各市町村	実費の半額	規定様式にて事務局提出	
第3区域	神奈川県外	実費の半額 但し、目的地により個人負担増の場合は別途協議する	規定様式にて事務局提出	他団体主催のボラバス等に参加した場合の参加会費は別途協議する

4.マイカー使用条件

行事開催会場への移動手段として、資機材運搬等で会員のマイカー出動を依頼するケースがある。 本件に対する使用費に関しては、以下の内容とする。

- 1) 運営委員会、行事準備会等において車両が必要と判断し、依頼を行なった上、本人の了解を得たものを対象とする。
- 2) 経費（使用料）としては、以下の内容とする。
 - ①ガソリン代：(走行距離÷10) ×単価（¥130）とする。
（注）単価¥130は市価の推移により変動する
 - ②ルート上において、安全面、効率の点から使用した「有料道路料金」・「駐車場料金」を支給する。（領収書を添付すること）
 - ③車両使用料として、¥1,000/1回を車両の提供者へ払う。
 - ④運転者、同乗者は同乗地点から目的地（会場）までの交通費の支払いは行わない。
 - ⑤バイクでの移動に関しては対象外（公共交通機関での申請をする）
 - ⑥マイカー使用は全区域補助対象とする。

5.事故対応

交通事故発生時の対応は、車の「自賠責」「任意保険」での処理とする。

（注）車両提供者は本事項承認の上での提供を条件とする。

（その他）

第6条 この細則に定めない事項は、その都度、運営委員会で協議し、承認を得るものとする。

付則

(施行期日)

- (1) この内規は平成17年5月27日から施行する。
- (2) 平成17年5月27日に定めた横須賀災害ボランティアネットワーク内規は廃止する。
- (3) この細則は、平成23年5月20日から施行する。
- (4) この細則は、平成28年6月14日から施行する。(交通費補助「第5条」追加)